

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第18号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和46年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係） へき地学校			別表第1（第2条関係） へき地学校		
所在地	学校名	級別	所在地	学校名	級別
略			略		
八頭郡若桜町大字 眷米120番地	若桜小学校眷米季節間分 校	1級	八頭郡若桜町大字 眷米120番地	若桜小学校眷米季節間分 校	1級
			日野郡日南町笠木 304番地	山の上小学校	1級
			日野郡日南町多里 826番地	多里小学校	1級
			日野郡日南町福塚 974番地	福栄小学校	1級
			日野郡日南町神戸 上2473番地	石見東小学校	1級
			日野郡江府町大字 下蚊屋134番地	米沢小学校下蚊屋分校	1級
			日野郡江府町大字 大河原510番地	江尾小学校米原分校	1級
略			略		
別表第2（第2条関係） 準へき地学校			別表第2（第2条関係） 準へき地学校		
所在地	学校名		所在地	学校名	
略			略		
西伯郡大山町赤松928 番地2	大山小学校赤松分校		西伯郡大山町赤松928 番地2	大山小学校赤松分校	
			日野郡江府町大字美用 530番地	米沢小学校	

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。